

令和元年度 所定疾患施設療養費 算定状況の公表

平成24年4月の介護報酬改定により、特定の疾病(肺炎・尿路感染・带状疱疹)を発症した場合における施設の対応について、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりましたのでご報告いたします。また、平成30年4月からは制度改正に伴い、所定疾患施設療養費Ⅱを算定いたしております。当施設では所定疾患施設療養費を適切に算定し、入所者様の健康や安心につなげていきたいと考えております。

■算定条件:所定疾患施設療養費Ⅱ

- ・肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行う。
- ・診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査・注射・処置の内容を診療録に記載する。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても同様に医療機関で行われた検査、処置等の内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載する。
- ・保険請求に際し、給付費請求明細書の摘要欄に診断、行った検査、利用内容等を記入する。
- ・当該加算の算定開始後は、治療の実施状況を公表し、前年度の当該加算の算定状況を報告する。
- ・当該施設の医師が感染症対策に関する研修を受講している。

	肺炎			尿路感染症		
	件数	日数	治療内容	件数	日数	治療内容
H31.4	0	0		3	21	
R1.5	5	34	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし ●血液検査 ●尿検査 ●インフルエンザウイルス検査 <処置> ●酸素吸入 ●喀痰吸引 <投薬> ●パセトシン ●トミロン ●トスフロキサシン ●アゼラスチン <注射> ●セフトリアキソンNa ●ピペラシリンNa ●セフトロニック ●メロペネム ●フィジオ35輸液 ●ポタコールR500 ●5%ブドウ糖液 ●生食注	3	19	<検査> 培養検査・薬剤感受性試験なし ●血液検査 ●尿検査 ●インフルエンザウイルス検査 <処置> ●喀痰吸引 ●酸素吸入 ●導尿 ●留置カテーテル挿入 <投薬> ●パセトシン ●トミロン ●トスフロキサシントシル酸塩錠 <注射> ●ピペラシリンNa ●ポタコールR ●フィジオ35輸液 ●5%ブドウ糖液 ●生食注
R1.6	2	7		4	25	
R1.7	2	7		4	25	
R1.8	4	23		4	27	
R1.9	3	15		2	8	
R1.10	3	13		0	0	
R1.11	10	41		0	0	
R1.12	19	115		0	0	
R2.1	1	5		0	0	
R2.2	1	7		4	19	
R2.3	6	30		2	11	
計	56	297		26	155	